

# 児童虐待および対策の実態把握に関する研究

——児童虐待地域調査兵庫県報告書と考察——

南 部 真理子

## I 序 文

筆者は現在、子どもの虐待における調査、文献、臨床的研究を通して虐待における人間の関係性の研究に取り組んでいる。それは、子どもの発達段階という時間軸をできる限り考慮しようとするものである。

児童虐待を論ずることの難しさは、虐待問題が人間の関係性を対象にするところにある。この観点から虐待問題を研究していく過程で、筆者は人間関係を基軸に研究することの重要性を認識している。そして研究の一環として、平成12年度 厚生科学研究「児童虐待および対策の実態把握に関する研究」(稲垣2001)<sup>1)</sup>に携わった。それは、児童虐待に関する多機関の一年間に渡る横断的な実態調査である。本論文は、児童虐待に関する序文と上記の児童虐待地域調査報告(兵庫県)、及び考察から成る。

ここで、児童虐待に関する数字を考察する前に、虐待の捉え方、定義、歴史、現状と背景について若干述べたい。

### A 児童虐待の捉え方と定義

稲垣(2001)<sup>2)</sup>は、“子ども”を「誕生した瞬間から、自分自身が持って生まれた生物学的な素因を基盤として、環境から刺激を受け、個人として自立していく過程にある存在」と定義した。その定義の上に本論文では、“子どもの発達”とは、「誕生した瞬間から、その子どもがもって生まれた能力をいかに発揮して環境にかかわり、関係性を持ち、変容していくかということであり、それは周りの環境との関係性による質的な変化の過程である」と定義する。言い換えれば、子どもは人間との関係性の中で育つものである。子どもは、身近な環境との相互作用を通して変化し、その中で人間性の基礎となる能力を獲得していくのである。つまり生活していくことそのものが、子どもの発達を

促し、阻害もするものである。そして、生活していくことそのものが発達を阻害する顕著な事例の一つが児童虐待である。

「子どもの虐待」は英語では child abuse である。村瀬(2001)<sup>3)</sup>は、abuse とは ab+use であり、本来「誤った子どもの取り扱い」を意味すると指摘している。“abuse”には、虐待の他に乱用、悪用、誤用という意味がある。“ab”という前置詞には、離れた遠ざかったという意味があり、それを考えると、abuse は「普通とは違った、もしくは正しくない」という意味になる。“abuse”を虐待という意味だけに使えば、日本では、乱用や誤用という意味合いが失われてしまっていることになる。アメリカでは、1978年に、child abuse and neglect という表現を Kempe, R. S.<sup>4)</sup>らが使用した。そこでは狭義の虐待は、子どもに悪いことを行うことであり、ネグレクトは、子どもに対してすべきことをしないことであるとされた。この後、行為をしないので区別するのではなく、いずれも子どもを傷つけるという意味で、サイコロジカル・マルトリートメント (psychological maltreatment) という考え方が提唱された (Garbarino, 1986)<sup>5)</sup>。このサイコロジカル・マルトリートメントを、Putnum (1997)<sup>6)</sup>は「児童に意図的な加害あるいは加害脅迫を保護者役として行動する者が加えることである」としている。また、棚橋(2001)は、この考え方を「不適切な養育」と訳し、これを受けて後に中井(2001)は「非道処遇」と表現している。つまり、子どもにとっての悪く不適切な行為を幅広く捉えることから、本文では child abuse を包括する概念としてマルトリートメントがあると捉える。「虐待」という漢字やその響きから捉えられる概念の理解の個人差は、かなり大きいものがある。しかも、上記のような理由で、日本においては abuse の捉え方は適切だとは言えない。本文では、しかしながら、日本の法・施策で現在用いられているところの「こどもの虐待」、「児童虐待」という表現をとること

とする。

児童虐待は現在、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つに分類されている：児童虐待の定義は、第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

上記の4つの分類の定義をもとに、各機関がこれを補うその機関独自の定義をしているのが現状と言えよう。

本文で児童虐待防止法等の法律文を引用する理由として、関係各分野における虐待の共通理解が困難であることがあげられる。それゆえ、本文では上記の法的定義をもとにする。

## B 児童虐待の歴史

次に、その歴史を見ると、子ども虐待は大昔からあったと言われるが、それが科学的問題として取り上げられるようになったのは約30年前である。1874年、ニューヨークのMary Ellen事件は、記録に残る最初の事件であろう。Maryは、継母親に7年間にわたり蹴られ、飢え死にしそうになっていたのを市民に発見された。虐待児を保護する法律が当時はなかったため、動物虐待防止協会を通してMaryを保護する運動を起こしたという事件である。当時のニューヨークタイムズ等によると、その後、Maryは養父母に育てられ、教育を受け、教師になり、子どもを産み立派に育て、94歳でその生涯をまっとうした。素直に読み取れば、この虐待は幸いにも世代間連鎖をしなかったのである。1899年、イギリス女王が児童虐待防止協会を設立した。1946年、CaffyがX線所見から身体的虐待の症例を医学的に初めて取り上げ報告した。1960年代初めからKempe, C. H. は、病院に運ばれてくる子どもの怪我が多くが偶然の事故によるものではないと気づき、調査を始めた。1962年、Kempeは、「被殴

打児症候群」(battered child syndrome)の報告をアメリカ小児科学会で行った(死亡例、脳障害を含む300例)。これにより、子どもへの虐待が例外としてではなく、常在することが示された。そして最近では、連日新聞紙上に取り上げられるほど、どんな家庭でも生じ得る、特別ではない現象という視点で虐待問題が捉えられるようになってきている。

わが国には第二次世界大戦以前にも児童虐待防止法があったが、その関心は一部の人たちに限られていた。1980年代に全国規模での子ども虐待の調査が始まり、1996年4月に「日本子どもの虐待防止研究会」が発足し全国規模の組織ができた。

## C 児童虐待の現状

2000年度の厚生科学研究では、社会的に介入の必要な子ども虐待の発生件数を約3万件と推定している。1990年には、1,100件であった児童相談所で取り扱う子ども虐待相談件数は、2000年には、18,000件となり、10年で約17倍である。この数字は、実際に虐待が増えたことに加え、今まで数字として現れた虐待が氷山の一角であったと同時に、各機関の虐待への積極的な取り組みによることと示唆される。

2000年5月に「児童虐待防止法」が公布され、同年12月施行された。同月に開催された日本子どもの虐待防止研究会主催の名古屋大会には、4,400人余の参加が各専門分野からあった。2001年11月の神戸で開催された同大会は、その性質上専門家に限定したが、2,500人が全国から参加した。児童虐待に携わる分野の広さから、総合的な対応が必要とされている。

## D 児童虐待の背景

多くの場合、子どもの虐待は、複数の要因が複雑に絡み合う中で起こり、それゆえ、家族は社会的、経済的、心理的、医学的、教育学的など多くの分野からの支援が必要になる。しかしながら、現状は以下の調査も示すとおり、その連携の困難さを示すものもある。「児童虐待防止法」の5条では、早期発見に努めること、6条では、児童虐待に関わる者(医師、教師等)の通告の義務付けがなされた。親もしくは養育者側からの虐待の発見も困難であるが、子ども自身が虐待に気付くことはさらに困難である。なぜなら、幼い子どもにとっては、虐待をしている親が唯一の親像であり、それを比較することはほぼ不可能だからである。そのことから、心理的虐待や性的虐待が形として出現するには発達の成熟が必要であろう。具体的に

は、思春期まで女子の性的虐待が内包されている可能性があげられよう。発達段階によっては親や周囲の大人は、その子どもの症状を認めることは難しいかもしれない。特に心理的虐待は、自覚するのも発見されるのも、他の虐待に比べ困難だとされる。さらに虐待のタイプを一つに限定することは難しく、重複しあっているものと推測される。しかし、虐待行為に対する症状が表面化しなくても、子どもを取り巻く虐待環境は長期に渡って子どもに浸透していく。一つの虐待行為は、ある時点の出来事であるが、その子にとっての虐待環境は継続的なものである。子どもは、虐待行為の背景にあるもの、環境全体に継続的に影響される。これを「環境への適応」と考えると、被虐待児達は「虐待環境への適応」をしているとも言える。子どもの側からみると、その子が小さければ小さいほど、与えられた環境を選び、拒否することは難しい。その発達段階により、時には依存し、時には危機に陥り、時にはあたかも適応したように見えるのであろう。そして、虐待環境へのそれらの反応の結果が様々な行動や症状として現れるのだろう。子どもは、その環境で過ごし続けるための方法としてこれらの行動や症状を出してくると考えられる。他の環境をほとんど知らない特に小さい子どもにとっては、まさに生き延びるための手段とも言い換えられる。心理学では、虐待が子どもに与える影響を身体的影響、認知発達への影響、情緒的影響に大別している。子どもは自分を取り巻く虐待環境に適応しようとするということは、虐待行為そのもの以上に、虐待的環境が子どもにトラウマを与えていると考える事ができる。まさにこれが、環境全体を（時間軸をいれて）考慮すべき理由の一つであり、その子を取り巻く連携のあり方を提言していきたい理由である。

以上のことを念頭に、以下の調査の意味するものを考察していきたい。

## II 調査研究

### (児童虐待地域調査兵庫県報告書と考察)

#### A 研究要旨

児童虐待全国実態調査の一環として、兵庫県下の子どもに関わる福祉、保健、教育、医療、司法の各領域の関係機関に対して、児童虐待及び対策の実態に関しての悉皆調査を厚生科学研究費で行った。虐待に関わる26種、5,604機関に、平成12年4月—平成13年3月に把握された家庭内虐待とその疑い、並びに虐待に

類する行為の事例の報告を郵送にて依頼をした。その結果、重複例を含めて1,057例が報告された。これは、兵庫県の0~17歳1,000人中0.5人であり、児童相談所で把握される事例は、この中の約49%であった。発見の契機は、職員によるものとはほぼ同数で市民よりの連絡が多いこと、児の年齢が低い程、保健所や保健センターで発見される傾向が示された。死亡例は7例あり、虐待事例の早期発見、早期介入、治療をすみやかに行っていくための連携の重要性和、そのあり方について、今後の課題としてまとめた。

#### B 研究目的

児童虐待に関する諸問題が急増し、虐待対応の体制整備が求められ、平成12年12月には、虐待防止法が施行された。児童虐待には、しかしながら、様々な様態があり、さらに多くの機関が関わっているために、全体像の把握は困難である。これまで、多機関の一年間に渡る横断的な実態調査は行われてこなかった。そこで、本研究では、全国の統一調査に参画し、兵庫県下における関係多機関を対象として、全体像と対策・対応の実状を把握することを目的とした。

#### C 研究方法

1. 調査対象：兵庫県下における、子どもに関わる以下の機関を対象とした。児童相談所8、福祉事務所36、保健所・保健センター30、児童養護施設28、情緒障害児短期治療施設1、児童自立支援施設2、乳児院7、母子生活支援施設9、障害児施設40、小学校840、中学校387、養護学校41、保育所・保育園826、幼稚園782、診療所(4種)1,516、病院(6種)579、助産婦101、弁護士381、の26機関、5,604件である。
2. 調査の実施：児童虐待実態調査に関する調査票を文部科学省、厚生労働省から郵送にて配布した。調査対象事例は、平成12年4月から9月末日までの半年間を前期調査し、前期回答があった機関には後期半年間について、回答がなかった機関については1年間についての回答を要請した。

#### D 研究結果

- ① (調査の回収率)：全機関の回収率は33.3%で、児童相談所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設からは、通年で100%であった。再依頼の保健所、保健センターは、いずれも100%の回収率であった。再依頼の保育所、保育園も、回収率59%

(通年49%)と高く、いずれも再依頼の効果と意識の高まりがうかがわれる。一方、弁護士からの回収率は、再依頼も5%(通年4%)と低い。(表1)

- ②(該当ケース総数):重複例を除き、虐待報告は1,027件である。兵庫県での個人情報保護条例の遵守ということから行政機関での記入が十分になされず、重複例を明確にすることが出来なかったものがある。兵庫県下の0歳から17歳の人口が1,066,652名であり、虐待の人口あたりの発生頻度は、0.5/1,000と推論される。報告された該当ケース総数は、(1)児童相談所の520件(2)保健所・保健センターの144件(3)福祉事務所の122件(4)児童養護施設の49件(5)保育所・保育園の48件(6)小学校38件の順が多い。(表1)
- ③(児童虐待事例):1,027件のうち虐待であると断定できるものは594件であり、疑いのあるものは295

表1 各機関別回収報告

	配布数	回収率	虐待件数
児童相談所	6	100.0	520
福祉事務所	36	30.6	122
保健所・保健センター	30	71.7	144
児童養護施設	28	46.4	49
情緒障害児短期治療施設	1	100.0	23
児童自立支援施設	2	100.0	8
乳児院	7	46.7	10
母子生活支援施設	9	50.0	4
障害児施設	40	33.8	6
小学校	840	23.6	38
中学校	387	21.6	11
養護学校	41	37.8	2
保育所・保育園	826	49.7	48
幼稚園	782	24.0	22
診療所(小児科)	1073	23.8	8
診療所(脳神経外科)	42	21.4	2
診療所(産婦人科)	299	21.6	0
診療所(精神科)	102	8.9	6
病院(小児科)	123	24.4	7
病院(救急)	169	5.6	1
病院(脳神経外科)	93	13.4	3
病院(小児外科)	9	11.1	2
病院(産婦人科)	103	17.0	1
病院(精神科)	72	11.1	3
助産婦	101	12.9	1
弁護士	381	4.0	9
その他			7
合計	5604	AV:33.3	1057
			重複30含

件であった。(表2)

明記された性別は、男子524名、女子460名であった。(表3)

- ④(虐待の種類):(1)養育の怠慢・拒否が391件(2)身体的虐待が290件で、以下、心理的虐待、身体的虐待+心理的虐待、身体的虐待+養育怠慢/拒否と続いていた。(表4)
- ⑤(被虐待児の状態):(1)心理的問題が316件(2)行動問題が270件(3)成長・発達の遅れが258件(4)軽度外傷が178件であり、死亡例も7件報告されている。(表5)

表2 虐待種類

	合計
虐待	594
えいじ殺し	2
虐待 親子心中	1
虐待 他	17
虐待の疑い	295
虐待への移行の恐れ有	49
不明	69
合計	1027

表3 年齢別・性別による発生頻度

	男子	女子	不明	合計	頻度(%)
0歳	15	12	0	27	2.6
1歳	52	36	1	89	8.7
2歳	31	39	2	72	7.0
3歳	39	38	2	79	7.7
4歳	47	32	5	84	8.2
5歳	39	34	1	74	7.2
6歳	42	23	1	66	6.5
7歳	36	35	0	71	6.9
8歳	31	29	0	60	5.9
9歳	24	20	1	45	4.4
10歳	23	24	0	47	4.6
11歳	37	16	0	53	5.2
12歳	24	11	1	36	3.5
13歳	20	22	0	42	4.1
14歳	23	20	1	44	4.3
15歳	11	23	0	34	3.3
16歳	4	13	0	17	1.7
17歳	3	9	0	12	1.2
18歳	1	1	0	2	0.2
19歳	1	0	0	1	0.1
20歳	0	0	0	0	0.0
26歳	1	0	0	1	0.1
不明	21	23	22	66	6.5
合計	525	460	37	1022	100.0

表4 虐待の種類

	合計
身体的虐待	290
養育怠慢・拒否	391
心理的虐待	84
性的虐待	19
身体的虐待+養育怠慢・拒否	52
身体的虐待+養育怠慢・拒否+心理的虐待	18
身体的虐待+心理的虐待	59
身体的虐待+性的虐待	5
身体的虐待+心理的虐待+性的虐待	1
養育怠慢・拒否+心理的虐待	29
不明	79
合計	1027

表5 児の状態（複数回答）

	合計
死亡	7
生命の危険有り	33
受療を要す外傷（傷）	76
軽度外傷（傷）	178
心理的問題	316
成長発達の遅れ	258
行動問題	270
問題なし	116
不明	99
合計	1353

表6 他児への虐待

	合計
児のみを虐待	273
他児にも虐待	457
ひとりっ子	161
不明	136
合計	1027

表7 主な虐待者

	合計
実父・実母	104
実父	171
実母	550
継父	50
継母	15
祖父・祖母	11
親戚	5
同居人	11
その他	16
実父+継母	11
実父+祖父・祖母	3
実父+親戚	5
実父+同居人	2
実父+他	4
実母+継父	20
実母+祖父・祖母	6
実母+親戚	1
実母+同居人	3
実母+他	4
継母+祖父+祖母	2
不明	33
合計	1027

表8 契機

	合計
職員が気づく	117
児からの相談	20
虐待者からの相談	82
他の家族・親戚からの相談	72
市民からの連絡	107
その他	41
不明	588
合計	1027

- ⑥（他児への虐待）：被虐待児以外の兄弟姉妹への虐待は、他児への虐待が457件、児のみを虐待が273件で、一人っ子は、161件であった。（表6）
- ⑦（主な虐待者）：(1) 実母が550件 (2) 実父が171件 (3) 実母・実父が104件であった。（表7）
- ⑧（契機）：虐待発見に関する契機は、職員によるものが117件で、市民よりの連絡が107件であった。不明が588件あり、発見にいたる契機の把握が出来ていないものが半数以上あった。（表8）
- ⑨（機関での対応）：(1) 相談・指導が164件 (2) 相談・指導を含めた見守りが89件、対応不能は、4件であった。また、100件以上が、4種類以上の対応

- をしていた。（表9）
- ⑩（転帰）：(1) 元の家族で養育が587件 (2) 施設入所が162件であった。（表10）

E 考察

・項目別調査結果より

該当ケース総数は、重複例を除き1,027例である。これは、兵庫県の0歳から17歳1,000人中0.5人であり、約49%が児童相談所で把握されている。また、これは1998年度オーストラリアの報告の十分の一である。もちろん序文で述べた通り、虐待の概念、虐待者の定義範囲の違い、集計方法等が異なるので単純比

表9 機関での対応

	合計
調査	53
相談	12
相談・指導	164
児の治療・ケア	53
親の治療・ケア	63
他機関紹介(調査)	38
児の保護(調査、児のケア)	54
法的対応(相談、調査)	14
見守り	89
対応不能	4
調査+相談	17
調査+指導	7
調査+児の治療・ケア	8
調査+親の治療・ケア	10
調査+他機関紹介	7
相談+他機関紹介	19
児の治療・ケア+他機関紹介	3
複合(4以上)	103
不明	309
合計	1027

表10 転居

	合計
元の家族で養育	587
元の家庭に親戚が同居	10
他方の親・親戚宅	41
入院中	7
一時保護中	63
施設入所	162
里親	2
死亡	7
転居	28
不明	120
合計	1027

較は出来ないが、明らかに低い数字である。冒頭に推察した通り、これは最低限の数字であり、これ以下では決してないという数字とみることができる。

発見の契機は、市民よりの連絡が職員によるものとはほぼ同数が多い。また、児の年齢が低い程、保健所や保健センターで発見される傾向がみられた。児本人からの相談は20件で全体の2%にみたないことから、被虐待児本人が自分で気付きSOSを出すことの難しさがうかがわれる。この児本人からの契機である20件をさらに年齢、性別でみると、80%が女子でそのうち70%が13歳以上である。思春期に入っ

た人からの相談ということになり、いかに低年齢における虐待の認識、相談が困難かがうかがわれる。

年齢による発生件数は、小学校入学の7歳までに全体の48%にあたる491件が報告されている。グラフの波は1, 4, 7歳で高くなっている。これは1歳児検診, 3歳児検診, 小学校入学前検診との関連が示唆される。性別や年齢による虐待の発生件数の差異は、ほとんどみられない。強いて指摘するならば、13歳頃を境に低年齢層に男子, 高年齢層に女子が多い傾向がうかがわれる。幼児期までは、女子に比べて男子が身体的にも弱く、育てにくい傾向にあること、さらに、思春期まで女子の性的虐待が内包されている可能性等がその理由として考えられよう。

被虐待児の状態は、心理的問題が3割強で、行動問題, 成長・発達の遅れ, 軽度外傷を合わせると7割になり、その多くが表面化していることがわかる。言い換えれば、言葉では表現しなくても何らかのサインは出していると読み取れる。

虐待の種類は、養育の怠慢・拒否が391件と約4割を数えた。また、身体的虐待が290件である。被虐待児の状態にも、身体的に軽度外傷が178件報告されたこともこれを裏付ける。性的虐待は19件で複合を含めると25件である。発見の契機で指摘したように、思春期前に性的虐待が児本人の認識をもって報告されることはほぼ不可能であることを考慮しつつ(この数字が最低限であるとみられること)、この数字を虐待者との関係, 発見機関との関係, そして連携のあり方において今後考察する。

主な虐待者は、実母が550件と最も多く、ついで実父の171件, 実母・実父の104件である。これは報告件数の約8割(合計825件)で、実の両親からの虐待が多いことが明らかになった。また、その他の16件に、養父母からの虐待例が3例ある。これには、阪神淡路大震災の影響が示唆される。

虐待が報告された後、里親に養われているものは、全調査を通して1件のみで、乳幼児等への介入の必要性とも合わせて、短期里親制度を含む里親制度の充実が求められよう。

#### ・死亡例の検討

通年の虐待による死亡は7件を数え、2ヶ月から3歳8ヶ月の7件で、5件が2歳未満である。抵抗力のない乳幼児が大半を占めることから、乳幼児への更なる介入の必要性がみえてくる。この7件中2件は、報告元は異なっているが、報告児童の生年月日からほぼ

2件が同一児童であることは確定的である。報告元での連携の回答では、児童相談所と連携を明記していない。警察とは双方とも連絡を取っていたが、虐待者の認識についても異なっている。対応不能としているある機関は、児童相談所と連携を明記しているが、児童相談所からのその死亡の報告はない。また、ある事例は、母は保育者とのトラブルが多かったと保育所からの情報にあるが、虐待による死後6ヶ月たって初めて保育課の知るところとなった。これらのことから死亡例は7件ではなく6件であろうと推察されるが、各機関の連携の薄さが示唆される。

#### ・本調査研究からみえてくる今後の課題

本調査研究の結果、虐待例の報告は1,027件と、上記で述べた通り明らかに少ない数字である。本当に虐待されている子ども達はこれほど少ないのであろうか。回答率の各機関による高低の差からもこの疑問はさらに強くなる。児童虐待問題が連日のように報道される今日ではあるが、まだ関係各機関が十分に啓蒙されていないとも考えられる。

また、児童相談所への通告件数はまだ半分である。現在、児童虐待の対処の中心的役割を果たしているのが児童相談所であることは明らかである。数字からみえてくる素朴な疑問の、「現状のままでいいのか?」も、今後の課題であろう。児童相談所の仕事量の多さに加えて各機関との連携の在り方も問われよう。

その一つとして死亡例からの連携を検討していく中で、その薄さが明らかになった。死に至らなくても各事例の実際の連携の姿を検討していくことで、次なる連携の姿につなげることができると考える。それ故、今後この1,027事例の連携のかたちを分類、分析し具体的な検討に入りたい。

### Ⅲ おわりに

貧富の格差にかかわらず、どのような国にも児童に対する虐待が存在することが明らかになってきている。WHOは、世界中で0歳から14歳の4千万人が虐待、ネグレクトであると発表した。これは、女子の7~34%、男子の3~29%であるという。

これまでは、例えば学童期の子どもの問題の背景に虐待があるとはあまり考えられてこなかった。また、少年院入所の非行例は虐待の数字からは漏れている。虐待の世代間連鎖を論じる必要性も確かにあるが、まず子ども本人を守ることが先決であろう。そして各機

関が枠組みを持ちつつも、その枠組みを越える試みがされた連携により、子どもを取り巻く（連鎖も含めて）者のケアも可能になると考える。さらには、児童虐待というトラウマの長期的影響（たとえば、思春期以降の精神障害）を時間軸で考慮する必要性がある。これらの取り組みにより、虐待に対するこれまでの捉え方が、先に述べたマルトリートメントにより近づき、虐待された子どもをその取り巻く環境ごと考慮することにつながろう。

調査結果は数字であるが、その一つ一つの数字の裏には顔があり生活がある。一人一人がエビデンスであり、考察する大切な要因である。そして今後引き続き、確かにその一人である一つの事例をプレイセラピーを通して考察すると同時に、この1,027の事例を型に分類し考察することにより、虐待を受けた子どもを取り巻く機関の望ましい連携のあり方を研究していきたいと考えている。

取り囲む環境が一人一人異なることから、どの虐待も厳密にはひとつとして同じ発生メカニズムのものはないと言えるが、大局的に分類し系統化し、さらには連携の関連図を提示するが今後の研究の意義であると考えられる。

#### 注

- 1) 稲垣由子 平成12年度 厚生科学研究費 子ども家庭総合研究事業分担研究報告書「児童虐待および対策の実態把握に関する研究」
- 2) 寺見陽子編著「心を育てる人間関係」保育出版社 2001
- 3) 村瀬喜代子「児童虐待への臨床心理学的援助—個別的にして多面的アプローチ—」臨床心理学, 第1巻 (2001), pp. 711-717.
- 4) Kempe RS & Kempe C. H. (1978) *Child Abuse*. Harvard University Press, Cambridge
- 5) Garbarino, JE & Seeley J (1986) *The Psychologically Battered Child*; Strategies for Identification, Assessment, and Intervention. Jossey-Bass, San Francisco
- 6) Putnum FW (1997) *Dissociation in Children and Adolescent*. The Guilford Press (中井久夫訳 2001 解離。みすず書房)

#### 参考文献

- ジュディス・L・ハーマン (中井久夫訳), 「心的外傷と回復」みすず書房 1996
- Kernberg PF, Weiner AS, Bardenstein KK, "Personality Disorders in Children and Adolescents," Basic Books 2000
- 稲垣由子, 高岸由香, 児童虐待の2例—初期介入の側面から—, 小児科臨床, 第52巻 (1999), pp. 1717-1722
- 稲垣由子, 子どもの心理社会的ストレス, 医療ジャーナ

- ル, 第36巻(2000), pp. 117-121
- 稲垣由子, 「子ども虐待」の背景, 看護教育, 第41巻(2000), pp. 428-430
- 稲垣由子, わが国における子ども虐待の現状, 小児科, 第42巻(2001), pp. 291-296
- 亀口憲治, 「現代家族への臨床的接近」 ミネルヴァ書房 1997
- 亀口憲治, 「家族臨床心理学」東京大学出版会 2000
- 高橋重宏 他, 「子どもへの不適切な関わり(マルトリートメント)」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(2), 日本総合愛育研究所紀要, 第32集(1996), pp. 87-106
- 大日向雅美, 母性研究の課題—心理学の研究は社会的要請にいかに応えるべきか—, 教育心理学年報, 第40集(2001), pp. 146-156
- 高橋重宏 他, 子どもへの虐待に関する社会的インターベンションのあり方(1), 日本総合愛育研究所紀要, 第31集(1995), pp. 79-89
- 畠中宗一, 「家族臨床の社会学」世界思想社 2000
- 西澤 哲, 「子どもの虐待—子どもと家族への治療的アプローチ」誠信書房(1994)
- Eric A. Shelman, *et al.* "Out of the Darkness: The story of Mary Ellen Wilson" Dolphin Moon Publishing 1999